

学 生 各 位

学 務 課

台風 17 号接近に伴う授業の休止について

現在、台風 17 号が日本列島に接近中です。

万が一、京都府南部に暴風警報が発令された場合、「暴風警報発令時又は交通機関不通時における授業・試験の取扱いについて」に基づき、暴風警報が発令された時刻以降に開始する授業について、休止とします。

【参考】

暴風警報発令時又は交通機関不通時における授業・試験の取扱いについて

平成 16 年 1 月 28 日 教務委員会決定

第 1 授業又は試験の実施に際し、次の各号の一に該当する場合は、学生の事故防止のため、当該日の授業を休止又は試験を延期する。

- (1) 京都府南部に暴風警報が発令された場合
- (2) 京都市営バス及び京都市営地下鉄の運行が全面停止の場合
- (3) JR 西日本（京都駅発着の在来線）、阪急電鉄（梅田・河原町間）、京阪電気鉄道（淀屋橋・出町柳間）及び近畿日本鉄道（西大寺・京都間）の 4 交通機関のうち、3 以上の交通機関の運行が全面又は一部停止の場合

第 2 暴風警報の解除又は交通機関の運行が再開（以下「解除等」という。）された場合は、第 1 の規定にかかわらず、次の各号により授業又は試験を実施する。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 午前 6 時までに解除等がされた場合 | 1 時限から実施 |
| (2) 午前 10 時までに解除等がされた場合 | 3 時限から実施 |
| (3) 午前 10 時以降午後 3 時までに解除等がされた場合 | 6 時限から実施 |

第 3 暴風警報の発令・解除及び交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 荒天時又は災害発生時における学期試験の取扱いに関する申合せ（平成 10 年 12 月 25 日カリキュラム委員会決定）は、廃止する。